

○東京藝術大学芸術資源保存修復研究センター要項

〔 令和3年2月25日
制 定 〕

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学芸術資源保存修復研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、文化財及び芸術資源の保存、修復及び活用の調査・研究を行うとともに、全国の大学の教員その他の者の共同利用に供することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 技法材料研究部門
- (2) 開発部門
- (3) デジタル・アーカイブ部門

(職員)

第4条 センターに、必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長は、役員又は教職員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 4 センター長の任期は2年の範囲内で学長が定め、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を指名する学長の任期の末日以前でなければならない。

(拠点運営委員会)

第6条 センターに、センターの共同利用・共同研究の実施に関する運営の方法その他必要な事項について審議するため、共同利用・共同研究拠点運営委員会を置く。

- 2 共同利用・共同研究拠点運営委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(拠点審査委員会)

第7条 センターに、センターの共同利用・共同研究に係る課題等を募集し、及び審査するため、共同利用・共同研究拠点課題等審査委員会を置く。

- 2 共同利用・共同研究拠点課題等審査委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年2月25日から施行し、令和3年2月1日から適用する。